

武市監告示第21号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査の結果に対する措置が講じられたので、同条同項の規定により別紙のとおり公表します。

令和7年9月22日

武雄市監査委員 成松 義秀

武雄市監査委員 末藤 正幸

武市教生第123号
令和7年9月12日

武雄市監査委員 成松 義秀 様

武雄市監査委員 末藤 正幸 様

武雄市長 小松 政

定期監査の結果に基づく措置内容について（通知）

令和7年5月21日付け武市監第25号の監査結果に基づき講じた措置内容について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき別紙のとおり通知します。

監査結果に基づく措置内容通知書

監査の対象	こども教育部 生涯学習課	
指摘を受けた監査結果	定期監査結果報告（令和7年5月13日実施分）	
監査の結果		措置の内容
(文書による指摘)		
<p>① 令和6年度武雄市地域コミュニティ活性化事業費補助金について、1件過払いが確認された。当該補助金は、地域づくりのための活動事業等に対し交付されるものであり、要綱で限度額を10万円と定めている。しかしながら、1団体に対し限度額を超過して交付している。</p> <p>② 令和6年度武雄市地域主体のまちづくり事業補助金について、2件補助対象経費外の交付が確認された。当該補助金は、公民館を核としたまちの活性化事業等に対し交付されるものであり、その交付要綱には、人件費、食糧費については補助対象外とされている。しかしながら、1団体2件について、事業費の中に交付対象外である食糧費が含まれていたものである。</p> <p>担当部署においては本件発生の原因分析を行い、補助金要綱を再度確認し、申請時及び交付額の確定の決裁時においては上席職員による確認を重ね、再発防止に努められたい。</p>	<p>① 要綱の事業内容や限度額の確認不足により、「地域コミュニティ活性化事業補助金」について、限度額を超過して交付した。</p> <p>申請者に対し状況を説明し、限度額を超えている20,000円の返還手続きを行った。（令和7年6月12日返還処理済）</p> <p>今後このようなことがないよう、要綱に基づき、適正な事務処理及び再発防止に努めます。</p> <p>② 補助事業対象経費かどうかの認識不足、申請内容の確認不足により交付した。</p> <p>2件とも同じ申請者のため、申請者状況を説明し、合計55,000円の返還手続きを行った。（令和7年8月5日返還処理済）</p> <p>今後このようなことがないよう、要綱に基づき、適正な事務処理及び再発防止に努めます。</p>	